

農地への土砂搬入は、

# 転用許可 京都府へ一時転用申請 が必要です。

無許可の場合は違反転用となります。京都府・京田辺市から、土砂の撤去・行為前の原状復旧を指導します。



土砂の搬入・搬出には、市条例の許可または届出が別途必要となる可能性があります。市環境課(0774-64-1366)へも事前相談をしてください。

## 一時転用許可の基準

- ・3,000㎡以上
  - ・盛土の高さ・・・1m以上
  - ・工期・・・6か月以上など
- いずれかが当てはまれば、許可が必要です。道路の高さを超える盛土は許可されません。

## 基準以下でも要届出

基準以下でも、事前に農業委員会へ届出が必要。

## 土質や土量など、許可の基準が定められています。

土質や土量が明らかな「耕作に適した土」を使用し、従前と同等以上の営農ができる農地に戻して耕作を再開することなどが「許可の基準」として定められています。

許可前に土砂搬入を行うと違反転用となり、形状の復旧を指導されます。

## 農業委員会の委員が、周辺農地への影響を判断します。

土砂の搬入量が少量でも、周辺農地に影響が出ますので、必ず事前に農業委員会へお問い合わせください。